

子ども向けシュガーロード冊子制作業務委託に係る説明書

1 業務の概要

(1) 業務名

子ども向けシュガーロード冊子制作業務委託

(2) 業務内容

子ども向けシュガーロード冊子制作業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 履行期間

契約日から令和 6 年 2 月 29 日（木）まで

(4) 履行場所

指定場所

(5) 予算額

1,500,000 円（消費税相当額を含む。）

(6) 業務実施上の条件

業務打ち合わせの第 1 回及び成果品納品時の打ち合わせには、主任担当者が出席するものとする。

(7) 成果品

ア 成果品の種類及び提出部数並びに提出期限

提出する業務報告書は、原則として日本産業規格 A 4 版（やむを得ない場合は A 3 版も可とする。）、文字サイズは全て 10 ポイント以上とする。

なお、報告書等の様式の詳細は、受託者との協議により別途定めるものとする。

番号	書類名	提出部数	提出期限
1	業務報告書（紙媒体及び電子媒体）	1 部	令和 6 年 2 月 29 日（木）
2	制作データ（イラストレータ形式及び PDF 形式）を収録した記録媒体（CD-R 等）	8 部	

(8) その他

ア 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。

イ 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案者としての提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できない。

ウ 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

エ 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。

オ 提出された参加表明書及び提案書は、提案資格の確認及び受託者の特定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、長崎市情報公開条例（平成 13 年長崎市条例第 28 号）に基づき、開示することがある。

カ 提出期限後における参加表明書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。また、提案書に記載した配置予定の従事者は特段の事情がない限り変更することができない。

キ 次の場合は、以後の提案資格を喪失し、参加表明書及び提案書を無効とする。また、指名停

止措置を行うことがある。

(ア) 提案資格を満たさないこととなった場合

(イ) 参加表明書、提案書等に虚偽の記載をした場合

ク 成果物に関する権利は、受託者固有の知識及び技術を除き、全て本協議会に帰属する。

ケ 受託者は、本業務を実施する場合においては、本協議会と綿密に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、契約終了後においても、知り得た情報を一切漏洩してはならない。

コ 参加表明者は、提案書の提出期限の前日までは提案を辞退することができる。この場合において、当該提出意思表明者はその旨を記載した書面を 3(3)の場所に届け出なければならない。

2 スケジュール（予定）

内容	期限等
公告日	令和 5 年 8 月 1 日（火）
説明書その他資料配布期間	令和 5 年 8 月 1 日（火）から 令和 5 年 9 月 19 日（火）17 時 30 分まで
説明書等に対する質問提出期間	令和 5 年 8 月 1 日（火）から 令和 5 年 8 月 21 日（月）17 時 30 分まで
参加表明の手続き期限	令和 5 年 8 月 17 日（木）17 時 30 分まで
質問に対する回答期限	令和 5 年 8 月 23 日（水）17 時 30 分まで ※質問内容等を考慮した結果、直ちに回答したほうが良いと思われるものは適宜回答します。
提案書提出期限	令和 5 年 9 月 20 日（水）17 時 30 分まで
ヒアリング実施日	令和 5 年 9 月 27 日（水）
決定・非決定通知日	令和 5 年 9 月 29 日（金）
見積書提出期限	令和 5 年 10 月 12 日（木） ※特定者に対してシュガーロード連絡協議会事務局から連絡します。
契約締結予定日	令和 5 年 10 月 19 日（木）

3 参加表明の手続き

(1) 提出書類（第 1 号様式及び様式ア）

「プロポーザル参加表明書」及び「担当者連絡先」

(2) 提出期限

令和 5 年 8 月 17 日（木）17 時 30 分必着（提出期限内に下記提出場所の課に到達していること。）

(3) 提出場所

〒850-8685 長崎市魚の町 4 番 1 号 長崎市役所 14 階

シュガーロード連絡協議会事務局（長崎市商工部商工振興課）（電話：095-829-1150）

(4) 提出方法

持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）その他宅配の方法（郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）第 4 条第 2 項及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 1 項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）による。

電子メール及びファクシミリによる提出は受け付けないので留意すること。

4 提案資格の確認

参加表明書を提出した者について、公募型プロポーザル参加資格確認通知書により通知するとともに、プロポーザル参加要請書により提案書の提出を要請する。

なお、提案資格が認められなかったものに対しては、選定しなかった旨及び選定しなかった理由を公募型プロポーザル参加資格確認通知書により通知するものとする。

通知予定日 令和 5 年 8 月 21 日（月）

5 説明書等に対する質問

(1) 受付方法

質問書（様式ク）に記載の上、電子メール又はファクシミリにより下記(3)に送信すること。あわせて、その旨を電話により連絡すること。なお、提出書類に関する記入方法など事務手続きに関するものを除き、電話等による照会には応じないので留意すること。

(2) 受付期間

公告日から令和 5 年 8 月 21 日（月）17 時 30 分必着

(3) 質問書送付先及び連絡先

シュガーロード連絡協議会事務局（長崎市商工部商工振興課） 電話：095-829-1150

電子メールアドレス：shoko@city.nagasaki.lg.jp ファクシミリ：095-829-1151

(4) 質問に対する回答

令和 5 年 8 月 23 日（水）17 時 30 分までに質問を取りまとめ、質問回答書（様式ケ）により提案資格を満たす者すべてに直接電子メール又はファクシミリで回答する。ただし、質問内容等を考慮した結果、直ちに回答した方がよいと思われるものについては適宜回答する。

6 提案書の提出

(1) 提出書類

文書番号	書類名	備考	作成要領
1	提案書	第 4 号様式	
2	組織調書	様式イ	直近の決算書及び公告日から起算して 1 月前に当たる日から提案書の提出日までに発行された商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）を添付すること。

3	業務等実績調書	様式ウ	① 平成 30 年 4 月 1 日以降に契約し、公告日までに履行完了した同種業務実績を記入すること。（記入する実績は最大 2 件までとし、2 件以上ある場合は、より本業務の内容及び規模に近い実績を選定すること。） ② 記入内容を証明する成果物又はその写し及び関係書類（契約書及び仕様書等の写し）を添付すること。
4	配置予定者調書	様式エ	担当者ごとに作成すること。
5	参考見積書	様式オ	① 予算額を超える場合は、審査の対象としない。 ② 経費ごとに明細を記載すること。
6	業務等の実施方針	様式カ	業務への取り組み体制、提案者の独自性などの特徴、特に重視する業務上の配慮事項（提案を求めている内容を除く）及びその他の業務実施上の配慮事項等を簡潔に記述すること。
7	業務等の実施手法	様式キ又は任用様式	業務実施手順を示す全体スケジュールや実施フローを記載すること。
8	子ども向けシュガーロード冊子制作業務企画内容	任意様式	冊子の内容（企画構成、作画等）について記載すること。 ※仕様書に基づくこと。

(2) 参考見積の提出

提案書に記載する内容を踏まえて、本業務に係る参考見積りを提出すること。

ただし、その取扱いは積算の際の参考及び提案書を特定するための評価項目として用いることとする。その際の評価の着目点は 9 に示す。

(3) 書類作成上の注意事項

用紙サイズは原則として日本産業規格 A 4 版とし、文字サイズは全て 10 ポイント以上とする。

ただし、やむを得ない場合は A 3 版も可とする。なお、提案にあたっては別途示す仕様書に基づき提案することとするが、仕様書に記載のない内容であっても、本業務を実施するにあたって有益であると考えられる内容については提案を妨げない。

(4) 提出部数

提出書類一式（上記(1)1～8）をセットにしたもの（会社名あり）を紙媒体で 1 部提出すること。また、同書類一式を 1 つの PDF データにまとめたもの（会社名ありのものと、会社名なしのものをそれぞれ準備すること。）を提出すること。会社名なしの書類については、会社又は法人名、ロゴ、所在地等、提出者を特定できるような内容は記載しないこと。

(5) 提出期限

令和5年9月20日（水）17時30分【必着】（提出期限内に下記提出場所に到達していること。）

(6) 提出場所

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号 長崎市役所 14階
シュガーロード連絡協議会事務局（長崎市商工部商工振興課）
電子メールアドレス：shoko@city.nagasaki.lg.jp

(7) 提出方法

紙媒体については、持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）その他宅配の方法（郵便法第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）により提出すること。

データについては、電子メールにて提出すること。

7 ヒアリング

提案された提案書について、提案者から説明をうけるためヒアリングを行う。提案書の提出者が8者を超える場合は、特定審査委員会においてあらかじめ定めた選定基準に基づく1次審査を実施し、8者に絞り込んだ上でヒアリングを実施するものとする。ただし、提案書の提出者が8者を超える場合であっても、子ども向けシュガーロード冊子制作業務委託特定審査委員会委員長が8者を超える提案者を対象にヒアリングを実施すべきであると判断した場合は、この限りでない。

(1) 実施予定日

令和5年9月27日（水）（詳細については、別途ヒアリング予定表（様式コ）にて通知する。）

(2) 実施方法

会場にて、提案者が提出した提案書についての説明を行い、審査員はリモートにてヒアリングを行う（長崎市商工振興課職員のみ会場にてヒアリングを行う。）。

(3) 持ち時間

説明10分以内及び質疑応答10分程度 計20分程度
（参加者数に応じて変更する場合がある。）

(5) 出席者

3人以内とする。

(6) その他

ヒアリング用の機材は提案者で用意すること。ただし、ヒアリングに必要なスクリーン及び投影機は本市で用意する。

また、説明は事前に提出された提案書に沿って行うこととし、資料の追加は認めない。

8 受託者の決定・非決定に関する事項

特定審査委員会による提案書及びヒアリングの評価結果を基に、受託者を決定し、受託者として決定した者に対しては、決定通知書により、受託者として決定しなかった者に対しては、非決定通知により、それぞれ結果を通知する。

結果通知予定日 令和5年9月29日（金）

9 受託候補者特定のための基準

受託候補者を特定するための基準は、別紙の「評価基準」のとおりとする。

10 契約書の作成の要否

要

11 担当課

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号 長崎市役所 14階

シュガーロード連絡協議会事務局（長崎市商工部商工振興課）

電話：095-829-1150、FAX：095-829-1151

電子メールアドレス：shoko@city.nagasaki.lg.jp